

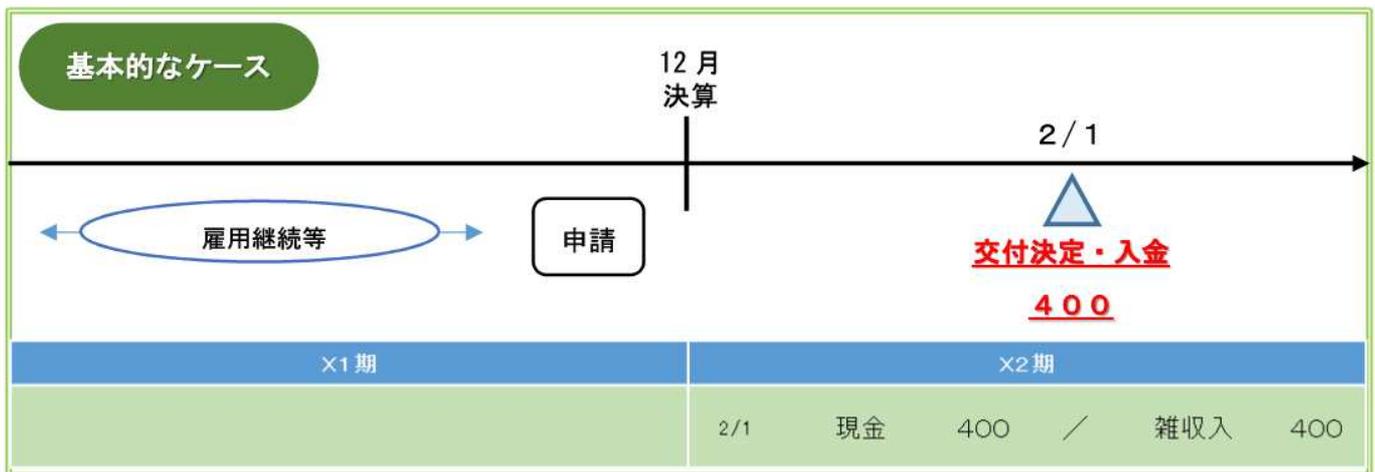
助成金等の収益計上時期について

国税庁のホームページに公開されている「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」が2月26日更新されました。

その中で、法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期の取扱いについて今回はご紹介していきます。

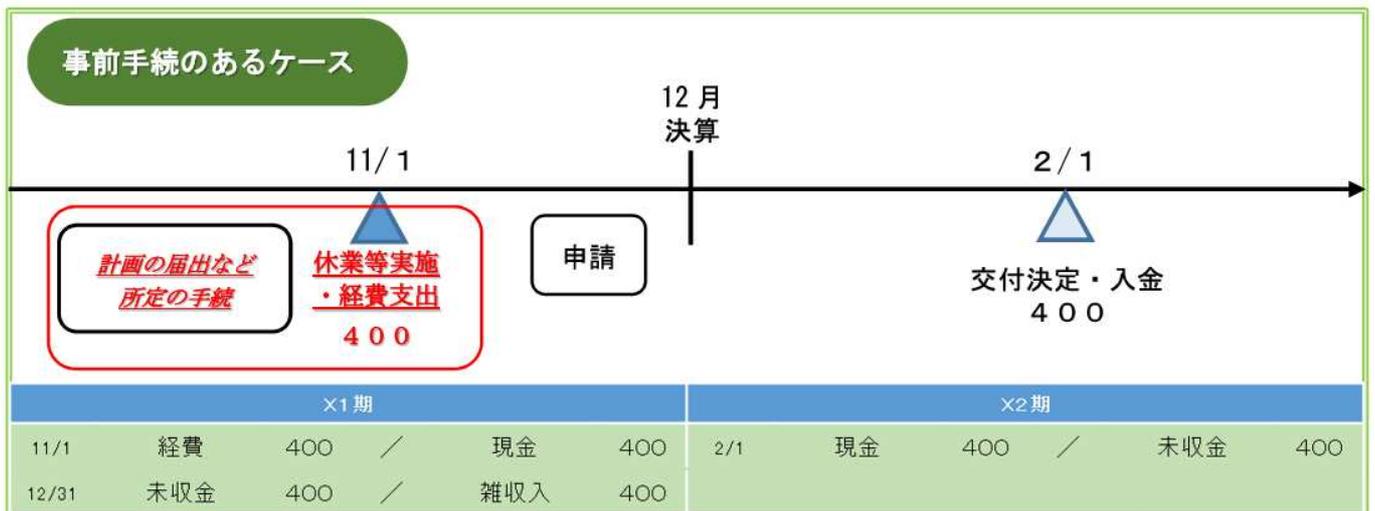
1. 基本的な考え方

助成金等については、国や地方公共団体により助成金等の交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上することとなっています。



2. 特定の経費を補填するもの

ただし、助成金等が経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続き 1 をしている場合には、その経費が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとしても、経費が発生した日の属する事業年度に収益計上することとなります。 1 例えば、雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出



	収益計上時期
一般措置（事前の休業等計画届の提出必要）	経費発生日の属する事業年度
特例措置（事前の休業等計画届の提出不要）	交付決定日の属する事業年度

3. 固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける国庫補助金等に係る圧縮記帳

助成金等の交付目的に適合した固定資産の取得等をした場合（その助成金等の返還を要しないことがその事業年度終了の時までに確定した場合 2 に限ります。）において、その取得等に充てた助成金等の額に相当する金額（以下「圧縮限度額」といいます。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額をその事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法等により経理したときは、その圧縮記帳した金額に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされています。

つまり、助成金等相当額の収益計上に合わせて、助成金等相当額を圧縮記帳により費用計上することができます。

2 例えば、交付決定日の属する事業年度中に助成金等の確定通知を受けていない場合には、返還を要しないことが確定していませんので、交付決定日の属する事業年度において圧縮記帳をすることはできません。

この場合の交付を受ける助成金等は交付決定日の属する事業年度に収益として計上することとなりますが、その交付決定日の属する事業年度において助成金等相当額の特別勘定を設けて費用等として経理することにより、確定通知日の属する事業年度まで収益を繰り延べ、確定通知日の属する事業年度において助成金相当額の収益計上と圧縮記帳による費用計上をすることができます。

確定通知が翌期となる場合の圧縮記帳の例



【特別勘定を設ける方法】

X1期				X2期							
10/1	現金	60	／	補助金収入	60	1/1	資産	120	／	現金	120
12/31	特別勘定繰入損	60	／	特別勘定	60	2/1	特別勘定	60	／	特別勘定取崩益	60
						12/31	圧縮損	60	／	資産	60
						12/31	減価償却費	××	／	資産	××

助成金等の経理処理でお悩みの方は弊社担当者にご相談ください。